

## 任意継続被保険者に加入を検討されている皆さまへ

「任意継続被保険者制度」とは、退職後も引き続き原電健保に最長2年間加入できる「制度」です。

国民健康保険制度等と比較のうえ、当健康保険組合の任意継続被保険者制度を理解のうえ加入してください。なお、保険料をはじめとする国民健康保険についての詳細については、お住まいの自治体にお問合せのうえ確認してください（自治体により内容に違いがあります）。

加入手続きは、退職日翌日以降に事業主から健康保険組合に資格喪失届が提出され、また、ご本人からの任意継続被保険者資格取得申請書受領後から手続きを開始しますので、新しい保険証がお手元に届くまで最短で1週間程度かかりますので、予めご承知おき願います。

（新しい保険証が届くまでに医療機関等を受診される場合）

医療機関等により対応が異なりますが、窓口で任意継続被保険者の手続き中である旨説明し、一旦費用全額（10割）を支払い、後日、新たな保険証を持参し7割を戻してもらう方法が多いです。

### ◎日本原子力発電健康保険組合 任意継続制度概要

加入できる方	●退職日までに被保険者期間（保険料支払い期間）が2ヶ月以上ある方 ※資格喪失日（退職日翌日）から20日以内に加入手続きが必須
被扶養者の加入	●被扶養者資格（収入等）に該当する方は引き続き被扶養者となれます。就職等された方や収入が超過する方（60歳未満130万円以上/60歳以上180万円以上）は被扶養者にはなれません。
加入できる期間	●最長2年間（退職日翌日から）
資格の喪失要件	①資格取得後、2年間を経過したとき ②再就職（他の医療保険に加入）したとき ③保険料を期日までに納付しなかったとき ④死亡したとき ⑤75歳に到達したとき ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望し、申し出たとき （法律改正により任意脱退が可能となりました）
標準報酬額	●以下の①または②のいずれか低い額となります ①退職時の標準報酬月額 ②当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額（前年9月30日現在の平均額） ※退職時の標準報酬月額が53万円以上の方は、上記②が適用となりますので、標準報酬月額が50万円相当となります。
保険料	●事業主負担分がなくなりますので、 <b>全額自己負担</b> となります。（退職時の保険料の2倍相当）  （保険料は退職時点の収入（上記の標準報酬額）で決定しますので、退職後に収入がなくても保険料は変わりません。但し、保険料率が変動すれば保険料は増減します。） ●介護保険料の徴収については、次頁にて説明。

保険料の納付方法・期限	<p>●以下の①または②のどちらかを選択してください。 (口座振替、年度中の途中変更は出来ません。)</p> <p>①月々払い：毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までに健保組合の口座に振り込む方法 (振込手数料は被保険者負担です。毎月振込手数料が掛かります。期日までに納付されない場合は保険料未納で資格喪失となります)</p> <p>②前納払い：年度を単位として翌年3月までの保険料を一括前払いする方法(振込手数料は被保険者負担) (納付期限は健保組合が指定した日までとなります。1年間分前納すると複利現価法で4%の割引となります) ※年度途中で任意継続被保険者になられた方は、資格取得した翌月分から翌年3月分までの保険料となります。</p> <p>・任意継続者の保険料は、当月保険料、当月納付となります。(在職時は当月保険料が翌月引き落としとなっていました。)</p>
保険給付	<p>●基本的には、在職時と同様です。付加給付も同様です。 (付加給付制度は国保にはありません)</p>
保健事業	<p>●下記について在職時と異なります。(健診関係は次頁で説明)</p> <p>①「インフルエンザ予防接種費用補助」は対象外です。</p> <p>②「Pep up」(ペップアップ)の各種イベント、ポイント交換の利用はできません。(ポイント交換は、退職前に行ってください)</p> <p>③脳ドックの40・50・60歳の無料受診は、対象外です。</p>

## 介護保険料の徴収について

●健保組合は、介護保険の第2号被保険者(40～64歳までの健康保険被保険者(本人)、被扶養者(家族))について、健康保険料と同時に介護保険料を市区町村に代わって徴収しています。但し、当健保組合の場合、被扶養者(家族分)の介護保険料は被保険者徴収分に織り込まれているため、健康保険被保険者が介護保険料を納付している場合は、被扶養者分の保険料は徴収しておりません。

●65歳以上の方は、介護保険第1号被保険者となりますので、介護保険料の徴収は、健保組合からお住まいの市区町村に変更(年金からの天引き等)となります。但し、40歳以上64歳までの方を被扶養者とされる場合は、特定被保険者として被扶養者の保険料を徴収させていただきます。本人分は市区町村から、家族分は健保組合から介護保険料を徴収されることとなります。健保組合が徴収する介護保険料は、事業主負担分がなくなりますので、全額自己負担となり退職時の2倍相当です。

(例1) 被保険者(本人)65歳、被扶養者(家族)62歳の場合  
※本人は第1号被保険者で、市区町村が徴収(年金から天引き等)  
家族は第2号被保険者で、原電健保が徴収

(例2) 被保険者(本人)60歳、被扶養者(家族)58歳の場合  
※本人および家族ともに第2号被保険者のため、本人分のみ原電健保が徴収

## 保健事業（健康診断）について

- 1年間に1回、人間ドック（または人間ドック相当）受診の費用補助
  - ・上限 40,000 円
  - ※健診結果提出必須 健診結果の提出がない場合、補助対象外となります。
- 配偶者の方も1年間に1回、主婦健診（一部機関を除き無料）または人間ドック（または人間ドック相当）受診の費用補助。但し、人間ドックについては、婦人科系健診はオプションとなるため自己負担となります。
- 脳ドックについては、5年間受診実績がない場合に限り、上限 20,000 円の費用補助

以 上